

第10章 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・介護休業給付）及び育児休業給付受給のための手続について

～雇用継続給付の手続を行う前に必ずお読みください～

1 事業主の皆様をお願いします。

雇用継続給付に関する受給資格確認及び支給申請の手続は、原則として、その被保険者を雇用する事業主を経由して行うよう、ご協力をお願いします。

※ 届出・支給申請にあたってのご注意

雇用継続給付に関する届出および支給申請の時期は、雇用保険法施行規則により定められています。

定められた支給申請等の時期までに公共職業安定所に来所することができない場合には、必ずご連絡ください。

2 必ず本人にお渡しください！

公共職業安定所では、雇用継続給付についての支給決定を行いますと、コンピューターでの処理後、「**支給決定通知書**」と「**次回の支給申請書**」をお渡ししています。

これらの書類は、①本人に支給金額をお知らせし、②次回の支給対象期間及び支給申請の期限をお知らせし、③高年齢雇用継続給付の場合には年金との併給調整手続に必要となる、など大変重要な書類ですので、必ず本人にお渡しください。

3 賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか？

高年齢雇用継続給付の支給額は、原則として、60歳到達時（休業開始時）の賃金額と支給対象月（支給単位期間）に支払われた賃金額とを比較し、その低下に応じて決定されることから、給付金の支給決定後に、すでに提出していただいた賃金月額証明書や支給申請書について、賃金額の記載誤りや一部算入漏れ等があった場合には、正しい金額により改めて支給することとなるため、すでに支給された給付金を回収しなければならないケースが発生します。

また、育児休業給付および介護休業給付における支給対象期間中に職場復帰した場合の職場復帰日（介護休業終了日）の申告漏れがあった場合についても、正しく処理を行う必要があるため、上記と同様、すでに支給した給付金を回収しなければならないケースもあります。

この給付金の回収手続は、煩雑となるばかりでなく、多額の給付金を一度に回収させていただく場合もあることから、事業主および被保険者の皆様に、かなりの負担・不利益を生じさせることもあります。

雇用継続給付に関する手続の際には、これらの点について十分ご注意くださいとともに、ご不明な点等ございましたら、事業所を管轄する公共職業安定所までお問い合わせください。

4 マイナンバーの確認等について

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年2月16日に施行され、雇用継続給付の申請は原則として、事業主を経由することとなりました。

これにより、雇用継続給付の申請を行う事業主は、番号法上は『**個人番号関係事務実施者**』として取り扱うこととなっております。

このため、今後、事業主が、雇用継続給付の申請を行う場合、従業員の個人番号確認や身元（実在）確認を行うこととなります（公共職業安定所へ代理権の確認書類や個人番号確認書類の提出は必要ありません。）。

※事業主から雇用継続給付の申請を行うことについて、委託を受けた社会保険労務士も個人番号関係事務実施者となります。

※本人が提出することも可能ですが、原則として事業主からの提出をお願いします。

5 雇用継続給付の手続を事業主等が行う場合の同意書による被保険者の氏名の記載の省略について

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が、平成30年10月1日に施行され、雇用継続給付の手続にあたっては、その申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、被保険者と合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」（以下「同意書」という。）を作成して保存（※1）することで、申請書等への被保険者の氏名の記載を省略することができることとなりました。

同意書を作成・保存する場合、申請書等の申請者氏名記載欄には、「申請について同意済み」と記載してください（電子申請において申請される場合も同様です。）。

※1 保存期間は、完結の日から4年間となります。

※2 本手続が認められる要件は、**事業主が被保険者に対して同意書を提出させており、これを事業主が保存していること**であり、原則、事業所管轄安定所において同意書の提出を求めるものではありません。なお、必要に応じて事業所管轄安定所が**同意書の提出を求めることがあります**ので御留意ください。

対象となる申請書等は以下のとおりです。

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
- 高年齢雇用継続給付支給申請書
- 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
- 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
- 育児休業給付金支給申請書
- 介護休業給付金支給申請書
- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）

<留意点>

同意書の例については、厚生労働省のホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150982_00001.html）に掲載されています。